

韓国へのベトナム人移住労働 ——政策、社会資本、仲介業および連鎖移住*——

チェ・ホリム（崔昊林）**

Vietnamese Labor Migration to South Korea: Government Policies, Social Capital, Labor Exporting Agencies, and Chain Migration *

CHOI Horim**

Abstract

This study investigates the sustaining background of Vietnamese labor migration to Korea based on the interpretation of political and social contexts found in Vietnam. It also focuses on national policies, the social capital of locality, chain-migration process, and the roles of agencies as key factors in Vietnam's transnational labor migration. International labor migration is one of the most important parts of the state's projects for socio-economic development of Vietnam, which has been extensively shaped, directed, and promoted by government policies since the 1980s. However, international migration is a kind of family and community business arbitrarily operating at a local level. Labor recruiting activities have been maintained in the context where local actors have been afforded significant capacity to mediate and manipulate the framework of policies and agreements created by governments. Even since the Korean Language Proficiency Test became the sole official qualifying procedure for labor migration under the Employment Permit System of Korea, private recruiting businesses have still been operating by relying on the support of networks of locality to smoothly negotiate the processes of gaining certificates. In attempting to gain this support, the building and cultivation of social ties with local state officials has constituted an important mechanism. In addition, "chain migration" has raised the possibility of successful migration to and settlement in Korea.

Keywords: Vietnam, international labor migration, South Korea, national policies, social capital, labor-exporting agencies, chain migration

キーワード：ベトナム、国際移住労働、韓国、国策、社会資本、移住労働仲介業、連鎖移住

* 本研究は、2008年大韓民国政府（教育科学技術部）を財源とする韓国研究財団の支援を受けて行われた。（課題番号 KRF-2008-B00029）

** 西江大学東アジア研究所：Institute for East Asian Studies, Sogang University, Shinsu-dong 1, Mapo-gu, Seoul 121-742, Republic of Korea
e-mail: hrchoivn@sogang.ac.kr; hrchoivn@hanmail.net
和訳：イ・ミジ（李美智）

I 序論——研究の目的と内容

韓国へのベトナム人移住労働[#]は1992年に両国が国交を結んだことを契機に、210人の労働者が韓国に送り出されることによって始まった。1993年から2004年まで、毎年平均4～5千人のベトナム人労働者が韓国に流入し、雇用許可制（Employment Permit System, EPS）が本格的に施行された2005年からは、平均1万人以上のベトナム人労働者が韓国へ入国している。結婚して移住する女性や留学生も増え、韓国社会では、ベトナム人やベトナムの生活文化に接する機会が増加しつつある。2010年現在、韓国に在留しているベトナム国籍の人々は不法滞在者を含めると、その数は約10万人にのぼると推定されている。EPS実施以後、韓国での就業許可取得のための必須要件となった韓国語能力検定試験（KLPT）を受験するベトナム人は全国で毎年5万人を超え、10万人と推定される年もある。ベトナムでは、過去に韓国での就労経験がある人や、これから韓国への移住労働を希望する若者たちに出会うことも珍しくない。なぜ、ベトナム人労働者は韓国に継続的に移住し、年々韓国への移住労働希望者が増加の一途をたどっているのだろうか。

これまで韓国学界の多くの分野において、移住労働者の増加要因と、それによる社会問題に関する研究は数多く行われてきたが、その大半が移住労働の社会経済的效果、あるいは韓国で移住労働者が経験する適応と葛藤の問題に焦点がおかれてきた〔권기철 他 2005; 박경태 他 1999; 박배균 2004; 실동훈 1998; 이수자 2004; 전형권 2006 など〕。ベトナムや国外の研究者によるベトナム人労働者の海外移住に関しては、統計や政府資料による概括的な分析に基づいたベトナム海外移住労働の現状についての研究が一部発表されたが〔Abella 2003; Dang Nguyen Anh 2008; Dang Nguyen Anh *et al.* 2003〕、移住労働の政治的・文化的背景および移住過程に関して深く掘り下げた研究は少ない〔채수홍 2007 参照〕。一般的に、東南アジアにおける移住労働現象に関する論議は、冷戦以後のグローバリゼーション（globalization）過程を基本的な背景としてきた〔Asis 2004; Castles 2002〕。ベトナムにおいても、海外移住が急増する背景として、特に1986年のドイモイ（*Đổi Mới*）政策以後のグローバリゼーションの影響力が持続的に拡大している点を取り上げて説明する傾向が強かった〔Dang Nguyen Anh 2000; Hugo 2004〕。

しかしベトナム人労働者がなぜ韓国への移住労働を選択したのか、どのような過程を通して移住することになったのか、また、そうした移住の選択や過程に影響を及ぼした社会政治的、あるいは文化的背景には、どのような要因があるのかという問いに関する本格的な研究は少な

[#] 本論文中で使用されている「移住」という用語は、数年の出稼ぎからほぼ永住に近い形態までを含む用語として使用されている。そのため、日本語への翻訳に際しては「移動」とした方が適切な箇所も多いものの、翻訳の段階で「移住」を「移動」と言い換えることで、筆者の意図する「移住」の範囲を変化させる、あるいは限定してしまう可能性もあると考え、あえて原文どおり「移住」の語を使用することとした。（編者注）

い。本研究は、ベトナムの制度的条件および地方社会内部の構造に焦点をあてながら、ベトナム人移住労働の原因と過程を明らかにすることを目的とする。

本論文では、第一に、ベトナムにおける海外労働者輸出に関する統計的な現況と関連政策、および規則の変遷を中心に、韓国への移住労働の一般的な背景と制度的な特徴を明らかにする。特に、国家の政策的意志が、1992年から今日に至るまで、海外移住労働の重要な送出要因として作用してきたという点を考察する。第二に、雇用許可制実施前後の韓国のベトナム人労働者の現況について説明する。ここでは特に、未登録不法滞在労働者の現況に注目したが、それは韓国へ移住するベトナム人労働者が持続的に増加している現象と要因の理解が必要だからである。本研究は何より、韓国への移住労働の持続的な送出要因と過程について焦点をあてている。したがって、第三に、国家の政策と制度が地方社会の政治的、社会的構造に対しどのように適応し、あるいは貫徹しているかについて記述する。特に社会的紐帯と人的ネットワークが、移住を成功させる社会的資本として作用していることに注目する。最後に、仲介業者の活動、連鎖移住、家族事業としての移住労働などの特徴を中心に、韓国への移住労働に持続的に作用しているベトナム的な背景と特徴について考察する。

本研究における基本的な方法は現地調査である。筆者は2008年1月と7月、2009年1～2月と4月に、本論文の執筆のためにフィールドワークを行った。本研究の主な資料は、北部ベトナムのなかで、韓国への移住が多いフンイェン（Hưng Yên）省とバクニン（Bắc Ninh）省の代表的な三村において、移住労働者の家族、行政指導者などへのインタビューを通じて収集した。また、ハノイとホーチミン市で、労働力の輸出および海外移住労働を管理するさまざまな機関や企業を訪問し、インタビューを行った。機関の例としては、海外労働センター（Trung tâm Lao động Ngoài nước, OWC）、地方省の労働傷病兵社会局（DOLISA）、海外への労働者輸出企業、ハノイ、バクニン省、ホーチミン市の韓国語教育機関などが挙げられる。これと共に、韓国産業労働力公団（HRDKorea）ハノイ支社、在ハノイ韓国大使館およびホーチミン韓国領事館などを訪問し、インタビューを行った。

II ベトナムにおける海外移住労働政策

ベトナムは長年にわたる戦争以後、余剰労働力が海外に流出せざるを得ない状況であった。1970年代後半、労働協力協約（labor cooperation agreement）を通じて、旧ソビエト連邦諸国に労働者を送り出し始めて以来、移住労働はベトナムの公式の政府政策の一部となった。1980年代半ば、東ヨーロッパをはじめとする旧ソビエトブロック国家で働くベトナム人移住労働者は、約22万人にのぼった（OWCインタビュー資料、2008年1月）。1986年のドイモイ以後、社会経済的な変化が急速に進み、より豊かな生活条件への欲求が増加したことで、ベトナムの

海外移住労働は着実に増加し、その目的地も様々な方面へと変化しはじめた。ベトナム政府は、国家主導による社会主義的市場経済体制を発展させ、グローバリゼーションに対処するために、海外への労働力の輸出を促進し、移住労働を社会経済発展戦略の核心的な手段とみなすようになった。1990年代に入り、労働力輸出圧力がより増大することにより、ベトナムにおける移住労働力の流出は、登録が許可された機関および、企業などの事業的活動に基づいた「労働力輸出体系」(labor export system)によるものへと移行した [Dang Nguyen Anh 2008: 2-3]。¹⁾ 1991年、労働傷病兵社会省 (MOLISA) 傘下に移住労働の受け入れ国家と労働力輸出協約を交渉・施行することを目的とした海外労働管理局 (Department for Overseas Labor Management) が設置され、この機関を通して、海外移住労働者の選抜権を与えた企業や機関を管理・監督する体制をとり続けている。

ベトナムでは、労働力の輸出が、特に人的資源の開発、技術発展、雇用創出、所得増大、外貨獲得の拡大、国際協力と国際関係の強化に大きく寄与していると認識されている。労働力輸出プログラム開始以後、ベトナム政府は受け入れ国家に対して、ベトナム出身の移住労働者が受け入れ国の経済において重要な役割を果たすということを熱心にアピールしてきた [Đào Công Hải 2008]。1990年代末以来、金融危機から徐々に脱するとともに、東アジアと中東へ向かうベトナム人移住労働者の数は大幅に増加し始めた。特に日本、台湾、韓国およびマレーシアの労働市場が発展することにより、ベトナム人労働者の就労機会はより拡大した。最近では、カナダ、オーストラリア、アメリカにも労働力が送り出されている。2003年以降は、毎年7万人以上のベトナム人労働者が海外労働市場に流入している。ベトナム政府は、2010年には、10万人以上、最大20万人を送り出すことを目標としている。2008年現在、約40万人のベトナム人移住労働者が46カ国で働いている [ibid.: 4]。不法な流出と未登録滞在者を考えれば、その数ははるかに多いと推測される。

1980年代以降のベトナムにおける海外労働力輸出と関連する政策および法規の変化過程について具体的に見てみよう。²⁾ 1970年代末、ベトナムの年間平均経済成長率は2%程度に留まり、特に就業機会が不足し、失業者が増加した。このような状況を乗り越えるため、1980年2月11日に、政府は「ベトナムの一部の労働力を外国に送り出す業務に関する第46号決定」[Quyết định số 46/CP] を発表した。この決定は、「姉妹国家との労働力交流の協力締結を通じ、青年失業の問題を解消し、国家経済発展の要求に応じるために、労働力の輸出を奨励すべきである」としている。1983-84年から政府は、社会主義国のみならず、一部のアフリカと中東の発展途

1) ベトナムでは、労働者の海外への送出を示す言葉として “Xuất Khẩu Lao Động” (XKLĐ), つまり「労働輸出」が使用されている。これは、ベトナムの移住労働が、ベトナムの重要な事業として認識されていることを意味する。

2) ベトナムの海外移住労働に関する法規および政策の主要な内容は、ベトナム労働傷病兵社会省の資料、OWCとのインタビュー資料、そして Đào Công Hải [2008] などを参照して、再整理したものである。

上国との労働協約の拡大を主導した。このような過程において、ベトナムは、ソ連、東ドイツ、ブルガリアなどと労働協約協定を締結し、数万人の労働者を送り出し、イラク、リビアにも一定数の労働者を送り出した。アフリカには医療、教育、農業分野専門の人材を派遣した。

1986年12月、第6回共産党大会を通じてドイモイ政策が実施されると、労働者海外輸出事業を拡大・開放する政策が開始された。政府は1988年6月30日に第108号指示〔Chi thị số 108/HDBT〕を通じて、労働力輸出の肯定的な役割を高く評価するとともに、外国で移住労働業務を遂行する経済組織の設立を許可するようになった。労働者の海外輸出事業は、依然として政府間の協定を通じたものが大半であったが、それ以外にも、各企業間、各事業部門間の直接的な協力などさまざまな適切な形式を通じても可能になった。

1989-91年にかけ、世界の政治経済的な状況が急変した。特にソ連と東ヨーロッパの社会主義圏が崩壊し、ベトナム人労働者を受け入れていた多くの国が経済恐慌を経験することにより、働き口が少なくなった。このような状況を乗り越えるため、1991年11月6日、政府は「外国への契約労働者派遣に関する政府議定」である第370号政府議定〔Nghị định số 370/HDBT〕を発効した。これにより政府は労働力輸出に関する国家の管理を実現し、MOLISAの移住労働者の選抜権を委任された企業が、市場状況に対する評価、送出規模および日程交渉、送出労働者選抜および引率などといった実際の送出業務を担当するようにした。

一方、1991年第7回共産党大会で採択された「2000年までの経済・社会安定および発展戦略」には、「より多くの雇用を新たに創出するために、下部構造建設、サービスおよび労働力輸出部門を拡大する方針」が含まれた。以後、労働力輸出は、1994年6月23日に、国会が「労働法」〔Bộ Luật Lao Động〕を通過させたことで法制化された。以後の労働力輸出および、これに係わる問題は、この法律の規定に基づくようになった。これにより、1995年1月20日に「ベトナム人労働者の海外派遣に関する指示および議定」第7号政府議定〔Nghị định số 7/CP〕が発効され、第370号議定〔Nghị định số 370/HDBT〕と置き換えられた。1996年には、第8回共産党大会で「新たな市場原理に基づいた海外労働力輸出を拡大するため、多くの経済部門の企業と機関が参加するようにし、政府がこのような活動を管理、海外移住労働輸出を奨励する」という原則が決定された。これ以後、第41号党中央委員会指示〔Chi thị số 41/CT-TW〕を通して政府は「労働者および専門職人材の輸出は、人材開発、社会経済発展、外貨獲得に寄与し、工業化と現代化への国家発展戦略として非常に重要である」という認識のもとで、労働力輸出を積極的に促進し、奨励するようになった。このような原則は、2006年の第10回共産党大会に至るまで、引き続き強調された。

第41号指示を実現するため、1999年9月20日、政府は「契約労働者・専門職人材海外派遣業に関する第152号議定」〔Nghị định số 152/ND-CP〕を出した。「経済および国際移住のグローバル化への適応、国家および世界経済・社会の現況への適応のため」に、2002年、国

表1 主な受容国別ベトナムの労働力派遣実績（1992-2007年）³⁾ (単位：人)

年	合計	韓国	台湾	日本	マレーシア	その他
1992	810	210	0	0	0	600
1993	3,960	3,318	0	164	0	478
1994	10,150	4,781	0	382	0	4,987
1995	7,187	5,270	0	286	0	1,631
1996	12,950	7,826	0	1,046	0	4,087
1997	18,470	4,880	191	2,227	0	11,172
1998	12,240	1,500	1,697	1,896	7	7,140
1999	21,810	4,518	558	1,856	1	14,877
2000	31,500	7,316	8,099	1,497	239	14,349
2001	36,168	3,910	7,782	3,249	23	21,204
2002	46,122	1,190	13,191	2,202	19,965	9,574
2003	75,000	4,336	29,069	2,256	38,227	1,112
2004	67,447	4,779	37,144	2,752	14,567	8,205
2005	70,594	12,102	22,784	2,955	24,605	8,148
2006	78,855	10,577	14,127	5,360	37,941	10,850
2007	85,020	12,187	23,640	5,517	26,704	16,972
合計	578,274	88,700	158,282	33,645	162,261	135,386
構成比 (%)	100.00	15.34	27.37	5.81	28.06	23.42

資料：[MOLISA 2008; Đào Công Hải 2008 引用]

会は「労働法」の修正法を通過させる。次いで2003年、「労働力派遣業務に関する労働法の施行細則第81号議定」[Nghị định số 81/2003/ND-CP]を発表した。ようやく国会は、第11期国会の第10回会議において2006年11月29日、「契約によって海外へ働きに行くベトナム人労働者に関する法」[Luật Người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng]を通過させた。この法律が2007年7月1日に発効して以降、2008年までに14の施行細則が作られ、最近までベトナムの海外労働者派遣に関わる基本法として適用されていた。このような法規と制度の展開過程から分かるように、特に1990年代以後、海外への労働力輸出は、ベトナム国家と党が関心を寄せてきた戦略的な事業の一つに位置づけられている。その結果、ベトナムにおける海外労働力輸出は継続的に増加するようになったのである。

表1から分かるように、1992年に派遣移住労働者は810人に過ぎなかったが、2000年には31,500人へ、そして2007年には約85,000人へと増加した。1990年代半ば以降、韓国と日本へのベトナム人の海外移住労働は持続的に増加しており、2000年以降は、特に台湾とマレーシアがベトナム人移住労働者の主な受容国として位置づけられてきた。表2の通り、年間の労働者

3) 表1の数値は引用元の資料に従った。しかし、再検討の結果、一部の数値に誤りが発見された。1996年度の合計は12,950人ではなく12,959人、マレーシアの合計は162,261人ではなく162,279人、全合計は578,292人が正しいと思われる。

表2 ベトナムにおける新規国内就業者と海外派遣労働者(2001-06年)

(単位:千人)

区分	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
合計(a)	1,400	1,420	1,525	1,557.5	1,610.6	1,650.8
国内就業	1,364	1,374	1,450	1,490	1,540	1,572
海外派遣(b)	36	46	75	67.5	70.6	78.8
構成比(b)/(a)	2.58%	3.24%	4.92%	4.34%	4.39%	4.78%

資料: [MOLISA 2008; Đào Công Hải 2008 引用]

就業率が増加した一方、海外移住労働者が占める比重も2001年に2.58%、2006年に4.78%へと増加した。

ベトナム人の移住労働者は、建設業、重工業、軽工業、サービス、海運、漁業、水産物加工、医療、教育、農業、家事手伝い、看護など約30の分野で働いている。2008年初めにOWCは、かれらの月平均給料は400~500ドルと推定した。平均契約期間が2年である場合、移住労働手続きのための手数料、海外での生活費、年間1カ月分の給料にあたる税金を差し引くと、移住労働者1人につき2年間で約5,000~10,000ドルを送金、あるいは貯蓄していると判断した。2000年以後、移住労働者によるベトナム国内への送金額は、毎年平均約5%ずつ増加しており、2008年には20億ドルを越えたと推定された。⁴⁾ ベトナム政府は、海外労働者の送金は、家庭の所得増大に寄与するのみならず、地方共同体の貧困減少と、「工業化および現代化へ通じる経済発展」に大きく寄与していると評価する。特に移住労働者の多くが帰国後、貯蓄を新しい事業に投資し、新たな働き口を創出していると評価している。⁵⁾ 労働力輸出企業の活動が活性化することにより、労働力の質も改善されてきた。政府は、現在もより多くの国との労働契約関係の拡大に努めている。OWC幹部らは、許可を受けた労働力輸出企業および、労働力も徐々に専門性を整え、効果的に活動していると評価した。

このように、ベトナムで海外移住労働が持続的に拡大されてきた過程には、国家政策とMOLISA、OWCなどの国家機関の役割が大きかった。特に、ドイモイ以降、海外移住労働は、経済社会発展のための党と政府の核心的な戦略の一つに位置付けられ、多様な制度的な装置を通じてこの戦略を支持し実践してきた。

4) ベトナム人の海外移住労働者の送金額は、2000年の12.5億ドルから2003年には15億ドルへ、2007年は17億ドルまで増加した [MOLISA 2008; Đào Công Hải 2008 引用]。2008年に、移住労働者、結婚移住者、留学生、難民、移民を含め、ベトナムの海外移住者からの送金額が80億ドルに達し、GDPの約12%を占めた [Dao The-Son and Nguyen Ngoc Quynh 2009]。

5) 移住労働者の送金は、必ずしも生産的な目的のために再投資されるとは限らない。送金は、まず、負債を返済し、生計を立てるために使われる。その後は、主に新たな家屋の建設や誇示的な消費に使われ、送金は、その収入世帯の地位の向上と経済的な成功の象徴とみなされる。したがって、移住は地方の発展に寄与しない場合もあり、むしろ移住に依存的な共同体をつくる可能性もある。[최호립 2010: 146-48; Ananta and Arifin 2004: 13]。

III 韓国におけるベトナム人移住労働者の現況 ——雇用許可制および未登録不法滞在労働者

2004年まで、韓国で就業したベトナム人移住労働者の大半は、産業研修生制度による入国であった。2004年以後は、産業研修生と雇用許可制による就業者が混在している。雇用許可制実施以後、韓国政府は、ベトナムを含む15の主要輸出国との両者協約を通じて外国労働者の需要にに応じている〔한국노동사회연구소（韓国労働社会研究所）2005〕。産業研修生制度のもとでは、ベトナム人労働者の受け入れを主に仲介企業に依存していたが、雇用許可制が本格化した2006年以降には、韓国産業人力公団とOWCが、両国間の移住労働を管理する唯一の国家機関として定められた。現在、この二つの機関は、ハノイの同じ建物内にあり、常時、協議をおこなって移住労働者の問題を管理している。⁶⁾

OWCによれば、ベトナム政府は、韓国において移住労働の需要が継続的に増加しているため、移住労働者を地域別、階層別に選抜し、特に立ち遅れた地域と貧困層、少数民族、有功者および戦傷者家族などの相対的な疎外階層に、海外移住労働の機会を優先的に提供する政策を施行してきた。2006年、韓国語能力試験（KLPT）が、韓国への移住労働の唯一の資格承認手続きとして決まったことで、ベトナム政府は、受験者の30%は各部署傘下の職業訓練機関に割り当て、残りは地方省の人口に応じて分配するようにした。⁷⁾ これも、優先的に貧困層および疎外階層に海外移住労働の機会を与えるためであると説明している。

2006年下半年から、KLPT応募人数が急増したため、中央で管理する1回当たりの受験者数が8,000人程度に制限された。受験者数が多すぎる場合、管理が難しいからだけでなく、不合格者の請願が増加する恐れが大きいためであるという。合格者の内、韓国へ渡航できない労働者が多く発生する場合も問題になる可能性があるため、合格者数も制限している。実際に、第1回韓国語能力試験が施行された2006年には、合格率が65%水準で、2007年以後からは98%

6) 雇用許可制の実施まで、両国の間でベトナム人労働者に関する問題は以下のような経過をたどった。2004年6月、韓国-ベトナムの両国間の労働力派遣の体系的な管理のための了解書（MOU）が採決され、同了解書は2006年7月24日に更新された。同年8月には、韓国産業人力公団ハノイ支社に初代の支社長が派遣され、公式に業務が始まった。2005年12月には韓国-ベトナム政府の間で韓国語能力試験に関する合意がなされ、2006年4月に、第1回韓国語能力試験が実施された。2007年2月には、産業人力公団に第2代の支社長が派遣され、2009年2月末に、現在の第3代支社長が赴任した。雇用許可制の実施以後、他国出身の移住労働者は減少の一途をたどっているが、ベトナム出身の労働者は増加している。2007年末現在、韓国に入国した海外移住労働者の27.3%が、ベトナム出身の移住労働者であった（以上、韓国産業人力公団ハノイ支社資料、2009年2月）。

7) 2005年現在、韓国への移動労働が割り当てられている40の地方（省）は次のようである。Hà Nội, Cao Bằng, Bắc Kạn, Lào Cai, Yên Bái, Bắc Ninh, Hà Tây, Hưng Yên, Hải Dương, Ninh Bình, Nam Định, Hải Phòng, Lạng Sơn, Tuyên Quang, Vĩnh Phúc, Thái Bình, Thanh Hóa, Nghệ An, Quảng Bình, Quảng Trị, Quảng Ngãi, Khánh Hòa, Ninh Thuận, Đắk Lắk, Gia Lai, Kon Tum, Tây Ninh, Vĩnh Long, Bạc Liêu, Thừa Thiên Huế, Quảng Nam, Đà Nẵng, TP Hồ Chí Minh, Bình Dương, Bình Phước, Bến Tre, Sóc Trăng, An Giang, Cần Thơ, Cà Mau. [“Bạn có muốn đi XKLD ở Hàn Quốc?”（貴方は韓国で移住労働者として働きたいのか?）, *Giao Thông Vận Tải*, 2005年7月2日。]

表3 ベトナム国籍の主な在留資格別韓国入国者数 (2000-06年) (単位:人)

区分		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
産業 研修生	総計	6,098	1,361	1,836	4,451	3,803	3,817	4,154
	男性	3,952	761	1,211	3,556	3,413	3,301	3,753
	女性	2,146	600	625	895	390	516	401
非専門 就業 (EPS)	合計	0	0	0	94	778	8,574	5,689
	男性	0	0	0	47	729	7,880	5,319
	女性	0	0	0	47	49	694	370
研修 就業	合計	0	2	26	9	9	20	1
	男性	0	1	20	7	6	17	1
	女性	0	1	6	2	3	3	0

資料: [통계청 (統計庁) 2008]

表4 EPSを通じたベトナムから韓国への移住労働者の派遣実績

年	合計	2004	2005	2006	2007	2008 (推定)
人数	35,522	704	8,619	5,712	11,507	8,980

資料: [한국산업인력공단 하노이지사 (韓国産業人力公団ハノイ支社) 2008]

表5 韓国語能力試験の実績 (単位:人)

区分	累計	2006年		2007年		2008年
		第1回	第2回	第1回	第2回	第1回
受験者数	48,627	9,429	8,127	8,189	8,221	14,661
合格者数	41,607 ⁸⁾	6,489	5,124	8,077	8,082	13,878
合格率	85.6%	68.8%	63.0%	98.6%	98.3%	94.7%

資料: [한국산업인력공단 하노이지사 (韓国産業人力公団ハノイ支社) 2009]

以上へと増加した。韓国産業人力公団は、不必要な外貨流出を防止する目的もあると説明している。毎回、各地方別の受験希望者が割り当て人数を大幅に超過させている場合が多いため、各地方省別に、予備試験を施行することで、クォーター人員の110-120%程度の最終受験者を選抜する制度が施行されるようになった(以上、OWCおよび韓国産業人力公団ハノイ支社インタビュー, 2008年1月, 7月, 2009年1月)。⁹⁾

8) この数値は引用元の資料にあるものだが、年度別合格者の累計は正しくは41,650人であると思われる。

9) 一方、韓国産業人力公団はベトナムの9つの公共訓練機関(職業学校)を通じてKLPT合格者が韓国へ出国する前の教育を実施している。健康診断を含め、計75時間で編成されている教育内容は、韓国語、韓国の文化と企業文化、不法離脱の防止教育、再雇用制度および雇用許可制、安全教育、勤労契約業者などで構成される。9つの訓練機関のうち一つはOWCが直営し、ハノイのザーラム(Gia Lâm)とドンアイン(Dông Anh)、ヴィンフック省のヴィエット・ソー(Việt Xô)、バクニン(Bắc Ninh)省など北部ベトナムに位置する4つの機関は韓国産業人力公団ハノイ支社が管轄している。これら以外には、ホーチミン市に2つ、ハイフォン(Hải Phòng)市とゲアン(Nghệ An)省にそれぞれ1つの機関がある。

表6 ベトナム入国者数（年度別累計，乗務員除外）

年	2004	2005	2006	2007	07年9月まで	08年9月まで	昨年対比
入国者	24,276	35,175	41,791	55,638	39,763	53,471	134.5%

資料：[출입국・외국인정책본부（出入国・外国人政策本部）2008]

このような制度的な変化を通して，韓国政府は国内の外国人労働者需要に対応しているが，依然として不法滞在外国人問題で苦心している。ベトナム国籍の韓国在留者数は2008年3月の74,564人から2008年9月30日の83,119人に，2009年末には90,931人へと増加した。一方，不法滞在者数は，同じ時期に，それぞれ15,761人（21.1%），16,492人（19.8%），14,664人（15.0%）であった。ベトナム国籍の不法滞在者は2009年下半期から減少しているが，「朝鮮族」25,156人を含んだ中国人不法滞在者82,484人に次いで2番目に多い[출입국・외국인정책본부（出入国外国人政策本部）2008; 2010]。¹⁰⁾

韓国に在留するベトナム人中，移住労働者は未登録労働者7,475人を含め，計50,530人と公式に推定されている[출입국・외국인정책본부（出入国外国人政策本部）2010]。表6の通り，2004年以後韓国に入国したベトナム人は毎年30%以上ずつ増加してきた。観光，国際結婚，知人の訪問，留学および研修など，就業以外の目的で入国した後不法滞在し，雇用された未登録労働者を含めれば，韓国で就業しているベトナム出身移住労働者は6万人にのぼると推測される。¹¹⁾

ベトナム出身の不法滞在者は，韓国の外国人不法滞在者全体の平均に比べ，滞在期間はわずかに短い。しかし，3年以内の不法滞在者は約65.2%と，全体平均55.1%に比べ，僅かに多い。一方で，5年以上の不法滞在者は15.1%に過ぎず，全体平均22.0%より少なかった。これはベトナム人が他の外国人に比べ，韓国に本格的に滞在し始めてからの期間が短いからであると言える。

一方，年齢別の不法滞在者数を見ると，ベトナム人の場合20～30代だけで88%にのぼり，21～50歳までだと97.5%にのぼって絶対多数を占めている。これは，外国人不法滞在者全体の中で20～30代が58.9%であることに比べ，非常に高い割合である。これからベトナム出身の

10) 2009年末現在，韓国に滞在する外国人は総計1,168,477人だが，うち合法在留者は990,522人，不法滞在者は177,955人である。国籍別には，韓国系中国人，つまり朝鮮族377,560人を含めた中国人555,082人，そして，アメリカ人122,659人に次いで，ベトナム人は3番目に多い[출입국・외국인정책본부（出入国・外国人政策本部）2010]。

11) 2009年末現在，国籍別外国人の労働者数のうち，ベトナム人労働者は朝鮮族(306,334人)の次に多い。2000年以前までベトナムよりも多くの労働者を韓国に送り出していたインドネシアとタイ出身の労働者は2009年末現在，それぞれ24,184人，25,811人であり，うち不法滞在者はそれぞれ3,346人，3,684人と推定されている。未登録外国人労働者に限れば，ベトナム人の不法滞在者数は朝鮮族(8,617人)とほぼ同数である。朝鮮族を除いた中国国籍の労働者は総計18,934人であり，このうち不法滞在者は6,794人である。16～60歳の生産年齢層の不法滞在者の数はベトナム人労働者の場合が7,474人で，朝鮮族6,641人と，朝鮮族を除いた中国人6,521人よりも多い。以上[출입국・외국인정책본부（出入国・外国人政策本部）2010]など参照。

表7 ベトナム人移住者の不法滞在期間別現況 (2008年9月30日現在) (単位:人)

	合計	1年以内	1年以上 2年以内	2年以上 3年以内	3年以上 4年以内	4年以上 5年以内	5年以上 10年以内	10年 以上
ベトナム人	16,492	5,172	2,864	2,715	2,538	722	1,823	658
%	100.0	31.4	17.4	16.5	15.4	4.4	11.1	4.0
外国人全体	216,006	48,133	42,917	27,856	33,243	16,230	26,850	20,777
%	100.0	22.3	19.9	12.9	15.4	7.5	12.4	9.6

資料: [출입국·외국인정책본부 (出入国・外国人政策本部) 2008]

表8 年齢別不法滞在者数の分布 (2008年9月30日現在) (単位:人)

	合計	～15	16～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～
ベトナム人	16,492	44	133	7,370	7,145	1,563	201	36
%	100.0	0.3	0.8	44.7	43.3	9.5	1.2	0.2
外国人全体	216,006	4,885	2,849	48,512	78,690	50,314	17,144	13,612
%	100.0	2.3	1.3	22.5	36.4	23.3	7.9	6.3

資料: [출입국·외국인정책본부 (出入国・外国人政策本部) 2008]

表9 韓国滞在外国人労働者の滞在資格別分布 (2008年9月30日現在) (単位:人)

	総在留者	合法在留者	不法滞在者 (16～60歳)	不法滞在率 (%)
外国人労働者全体	556,746	496,580	60,166 (58,051)	10.8
産業研修生 (D-3)	19,599	2,957	16,642	84.9
研修就職 (E-8)	19,776	1,565	18,211	92.1
雇用許可 (E-9-2～7)	163,744	154,811	8,933	5.5
小計	203,119 (36.5%)	159,333	43,786	21.6
ベトナム人労働者全体	47,055	37,846	9,209 (9,207)	19.6
産業研修生 D-3)	2,309	31	2,278	98.7
研修就職 (E-8)	5,006	86	4,920	98.3
雇用許可 (E-9-2～7)	39,543	37,249	2,294	5.8
小計	46,858 (99.6%)	37,366	9,492	20.2

資料: [출입국·외국인정책본부 (出入国・外国人政策本部) 2008]

不法滞在者の場合、その他の目的で入国後、滞在資格を失ったにもかかわらず帰国しない場合を含め、生産労働者が多数を占めていることが推測できる。

2008年9月現在、韓国の外国人労働者の中で、産業研修、研修就業、雇用許可制などで入国し就業した労働者の割合は、総在留者 556,746 人のうち、36.5%である 203,119 人に過ぎないが、ベトナム人労働者の場合には、47,055 人のうち大部分を占める 46,888 人である。さらに、ベトナム人労働者の不法滞在率は、外国人労働者全体のそれよりも高い。雇用許可制の下で不法滞在者の割合が大幅に減少したのは、雇用許可制が基本的に、ある程度の技術を持った労働者を雇い、大部分が3年間の雇用を保証しているからである。また、近年、雇用許可制によって入国

した労働者は、契約期間を満了していない場合が多いからだと解釈することもできる。しかし、今後、契約延長に失敗した例が増えれば、不法滞在者が持続的に増加すると予想できる。

これまで述べたように、韓国へのベトナム人移住労働は非常に活発に行われてきた。不法滞在者を含む移住労働は、両国の最も重要な問題の一つとなってきた。次章では、ベトナムで観察された韓国への移住労働の実際の過程と要因について見てみる。

IV 地方社会の社会的資本とネットワーク

韓国への移住労働のベトナム内部の要因は、様々な形で説明することができる。なによりも、ベトナムの経済開発政策と、ベトナム人の社会経済的条件による経済的な欲求が基礎的な背景となっている。移住希望者に聞けば、誰でも「貧乏を脱するため」に韓国へ行きたいと言う。移住労働を通じて経済的に成功した人々が増加すると、経済成長の中で相対的に疎外されている農民と都市貧民、失業者にとってかれらは人生のモデルとなり、海外移住労働への欲望はより拡大するようになった。ベトナム政府も、相対的な疎外階層に優先的に海外移住労働の機会を与えることを方針としている。

しかし、移住労働の実際の過程を観察すると、このような経済的欲求と希望が、政治的・文化的回路を通じて、間接的に貫徹されていることが分かる。現在、国家の公式な制度のレベルにおいて、韓国への移住労働過程では、EPSが基本的な制度として実行されており、EPSはKLPTを通じて実現されているといえる。しかし、なによりも、韓国行きを可能とする第一の核心的な関門であるKLPTの、過度な需要を解決するため実施されている「予備試験制」によって、国家の政策は、地方の政治的、社会文化的ネットワークを通過しなければならない。雇用許可制以後、国家の政策は、移住仲介業や地方の自律的な候補者選択の可能性を排除しようとしたが、韓国語検定試験制度の実施過程において、多くの権限が地方の行政機関に委ねられている。¹²⁾ 産業人力管理公団とOWCは、非常に多くの受験者と費用の浪費を理由に、地方政権に権限を委任した状態で実施される予備試験制度が「非常に合理的」と説明している。しかし、地方で一次的に受験候補者を選定する過程では、村落レベルの文化的・道徳的ネットワークが資源化されている。省(tỉnh, province)以下の県(huyện, district)人民委員会の労働局(DOLISA)と教育機関の幹部および社(xã, commune)人民委員会の担当官は、地方の国家代理者である。かれらの中には韓国行きが有力な受験者の隣人や親戚、またはかれらと深い紐帯関係をもつ人が含まれている。移住希望者は制度的手続きを経る過程で、このような紐帯関

12) 省(tỉnh)-県(huyện)-社(xã)で構成されたベトナム地方行政制度の特徴、地方の社会的ネットワークと文化的慣行によって国家の政策が変容させられる現象や、および中央-地方関係に関する既存の研究には、최호림 [2003; 2008], Kerkvliet [1995; 2005], Koh [2006] などがある。

係とネットワークを社会資本 (social capital) として活用している。この過程の中で、国の制度と政策は、地方社会において選択的、また任意に適用される。

韓国への移住労働において、法的に許可を取っていない仲介業者の役割は持続し、仲介手数料も消えていない。産業研修生制度下で活動した労働力輸出企業のうち、かなり多くの数が韓国への移住労働の仲介役割を持続していた。¹³⁾ ハノイ、ホーチミン市など大都市に本部を置いた輸出企業は、韓国への移住労働希望者が集中している主要地方に支社、あるいは事業的なネットワークを置いている。台湾とマレーシア行きの労働力輸出専門企業の中でも、地方の人民委員会や労働局との緊密な関係を通じて、韓国への労働力輸出事業を継続している場合も少なくなかった。これらの企業は韓国へ移住労働させる場合、主に韓国語教育または地方省の韓国語予備試験機関、さらに労働傷病兵社会省およびOWCとのネットワークを活用して、実質的に仲介手数料にあたる収入を得ていた。私設韓国語教育機関の大半も送り出し仲介活動をしていたが、これらの中で多くの機関が、実際は韓国語教育を2カ月だけ実施し、3カ月分の修了証を付与していると公然と述べていた。

地方の労働局 (DOLISA) の役人は、MOLISA, OWCのみならず、移住労働者の選抜を割り当てられた他の部署の担当者との親密な紐帯、すなわち「社会関係」(quan hệ xã hội) を維持しようとする [Bennett 2009 参照]。中央と地方の一部の幹部は、人脈を通じて暗黙のうちに仲介活動に関与していたのである。海外移住労働は国家代理人の企画的な事業としての性格を持ち、この過程において政治的なネットワークが活用されている。ハノイに本社を置いたマレーシア・中東行き労働力輸出専門企業で働くフンイエン省H村出身の、ある職員は、地元の親戚とともに近隣住民の韓国への移住を支援する私的な仲介活動によって利益を得ていた。彼はフンイエン省で実施される予備試験に合格させるために、省人民委員会労働局幹部と親密な紐帯を維持していた。フンイエン省N村には、ハノイのある国営研究機関で行政幹部として働き、引退後、ハノイで移住労働仲介業を通じて莫大な利益を上げた60代男性がいた。彼はハノイで仲介業をしている間、地元の約10人の青年たちを韓国へ移住できるよう手助けした。彼は、帰郷後も当時の経験とネットワークを活用し、非公式の仲介業を続けていた。海外移住労働の最大の目標は貧困脱出であり、ベトナムの政策も、まずは貧困層にその機会を与えることに主眼をおいていた。しかし、必ずしも貧困層が移住に成功するとはいえない。むしろ、実際にあまりにも貧困であれば、移住は難しい。韓国への移住労働のためには、農家所得では手

13) 産業研修生 (tu nghiệp sinh) 制度で韓国での労働力輸出企業として公式に許可されたベトナムの企業は、全部で11である。[“Bạn có muốn đi XKLD ở Hàn Quốc?” http://www.giaothongvantai.com.vn/Desktop.aspx/News/kinh-te-xa-hoi/Ban_co_muon_di_XKLD_o_Han_Quoc/] (アクセス日2009年3月3日)。しかし、バクニン省のある仲介業者は、ベトナムにおいて韓国への移住労働が急増した1999-2005年の間には、全国でおよそ150の企業が実際に韓国への労働力輸出に従事していたと語った。雇用許可制施行以降、このような企業は激減したが、この中の30-40%ほどの企業が韓国への移住労働の斡旋を続けていたと推測される。

に負えない程度の費用がかかる。筆者が訪れた三つの村のうち、韓国への移住労働に成功した人は、少なくとも1億ドン（約6千ドル）、多くは1億8千万ドン（約1万ドル）以上を費用として支払っていた。このような費用は、雇用許可制以後、むしろ、より増加したという。農村の希望者の大半は借金によってその費用を支払っていた。その費用を払えなければ、韓国への移住労働をあきらめる場合も多かった。

移住のための「投資金」は、韓国に就職すれば平均1千ドル程度の月給を得られるため、少なくとも1年分以上の給料を貯蓄すれば返済できる金額であるが、実際には、18カ月から2年以上かかることもある。よって、一旦韓国への移住に成功すれば、なるべく長期間にわたり韓国で働き、多くの金額を故郷へ送金しなければならない。移住労働希望者や家族の大部分は、このような投資回収期間を正確に計算していた。こういった点で、かれらは長期的回収が必要である、危険性のある投資に対する計算ができる「合理的農民」(rational peasant)であると言える [Popkin 1979]。

H村からは40余名の住民が海外に移住労働しに行ったが、このうち約20人が韓国に在留している。産業研修生として韓国で働いている途中で契約期間が終了し、帰国した者が4人いたが、かれらは皆、韓国への再移住を希望していた。¹⁴⁾ 興味深い点は、この村の村長を含めた指導者たちは韓国への移住労働の経路と過程を詳細に知る「草の根の専門家」のようであったことである。さらに、相当数の指導者たちの家族と親戚が韓国で働いており、例えば村長の甥も韓国への移住労働に成功したという。県の党委員会で仕事をしている一人の指導者は息子を韓国へ移住させ、村長の甥は弟（妹）といとこを韓国に移住させるための準備をしていた。また、4人の子供と甥が韓国で就業している例や、末子が高等学校卒業後、韓国語試験を準備している婦人会幹部の例もあった。

バクニン省のT村は、北部ベトナムにおいて韓国への移住労働がもっとも多い村として有名である。約3,800人の人口のうち、約400人が海外移住労働し、このうち約300人が韓国に移住した。この村は15年前まではバクニン省でもっとも貧しい農村の一つだったが、海外移住労働を通じて貧困を乗り越えた代表的な村に選定され、政府から褒賞も受けた。¹⁵⁾ この村が豊かな農村に変貌したのは、まさに移住労働者たちの送金があったからである [Choi 2009]。この村で多くの移住労働者が生まれたのは1996年から村の主要親族集団の一員にハノイ労働力輸出企業の社員がいたからであった。当時は大半の農民たちの海外移住に対する理解や情報が

14) フンイエン省の一带には1990年代のはじめから、外国人投資を誘致する工業団地が造成されていた。1990年代末、金融危機から回復すると、韓国人の工場をはじめ、多数の外国人投資の工場が入り、多くのH村の若者が工業団地の外国企業に就職した。工業団地での就職の機会が拡大したため、海外移住労働に対する需要が減っていたものの、まだ多くの若者が韓国への移住労働を希望していた。

15) “Làng văn hoá Ngọc Trì” <http://www.bacninh.gov.vn/Story/VanHoaDuLich/TinTucVanHoa/2007/1/7735.html>; “Có một làng Ngọc thơ xứ Bắc” http://english.toquoc.gov.vn/chuyenmuc/vanhocquenhaview.asp?n_id=2534&n_muctin=23

不足しており、その費用をまかなうこともできなかった。しかし同村出身の輸出企業の職員の援助により、徐々に多くの住民が海外移住することができるようになった。1996年に初めて彼の援助によりある青年が韓国への移住に成功して以後、徐々に多くの若者が海外移住しようとする「運動 (phong trào)」が起きた。彼は2001年に退職したが、友人と共に別の輸出企業に入社し、持続的に海外移住を手助けした。住民たちは「一度縁が得られたので、その関係を続けて活用することができた」と話していた。

移住労働者の多い全ての村において、移住労働は村の重要な社会的関係が総動員される共同事業のようだった。そのなかで家族や親戚関係が一番の後押しになった。たとえば、ある家族が他の家族にお金を貸し、移住を援助した場合、経済的援助をした家族が数年後に移住を希望した際、援助をうけた側がその家族の移住の手助けをした。このような方法で近い親戚内で韓国に移住する人が徐々に増加する例が少なくなかった。たとえばT村で1996年から仲介業に携わった男性の父親は、6人兄弟の中で3番目だが、兄弟の中で4人が同じ村に住んでいる。6人兄弟の息子のうち11人が海外に移住し、その中の7人が現在韓国で働いている。彼が輸出企業に勤めている間、親戚が互いに移住を援助しあった。バクニン省の他村とハノイに移住したほかの親戚も費用を援助した。

その上に、村出身の指導者たちが移住労働を仲介する役割を担った。H村の村長は6年間の在任期間中にフンイエンの人民委員会労働局付近に居住する多くの友人ができた。このような友人たちがこの村の青年たちの移住を援助し、この過程で指導者たちは、さらに多くの知人を得られた。T村文化担当官は行政指導者たちが移住を成功させるためにすべての関係を円滑にしようと努力したと述べた。情報が不足し、状況が把握できない状態で移住を推進すれば村民は詐欺にあいやすいが、村の指導者たちは各自のネットワークと情報を通じて移住が円滑にすすむように手助けした。村の指導者たちの社会関係が移住を成功させる重要な社会的資本になった。

V 移住労働仲介活動と連鎖移住の利点

ベトナムで韓国への移住労働の需要が引き続き増加していることは、送金で金持ちになる事例が増えることで移住に対する願望が大きくなり、移住過程と手続きに対する経験が蓄積され、多くの情報を持つようになったからだ。しかし、なによりも移住に成功し、外国に定着した家族、親戚や近隣住民、そしてかれらの移住を手助けした仲介業者の役割が大きい。私的に仲介活動に携わる人々も少なくなかったが、かれらの中には韓国に移住労働で数年間勤め、帰国後韓国系会社に勤める場合も相当あった。かれらは韓国で積んできた経験とネットワークを活用し、非正規に移住労働仲介業に関与したりした。

地方村落で名高い仲介業者は、大抵、大都市で大学卒業以上の学歴を持ち、成功した事業家の容貌を持った人々であった。かれらの中には、MOLISA傘下機関や地方の労働局で数年働き、労働力輸出企業に転職し、韓国行きの移住労働の仲介業者として活動している場合も多数あった。かれらは地方の労働局で働いた経験と大学同窓生たちの関係が、仲介活動に大きく役立つと語っている。特に、省と県の人民委員会で働いている故郷の友人や先輩がいる場合、依頼人を韓国語予備試験課程に合格させるのに有利であると語った。

2006年から韓国語予備試験制（*du tuyen*）ができたことにより、仲介業者の役目にも多くの変化があった。たとえば、移住希望者の申込書受付と登録手続きの大部分が、地方省の労働局（DOLISA）に移管された。移住希望者たちはまず、各地方労働局に登録をして各省の言語センターで韓国語を学ばなければならない。言語センターがない地方の場合、労働局が指定した周辺地域の私設の言語センターで韓国語を学ぶことも可能だ。たいていは、労働局幹部と近い関係があるセンターである。3カ月の修了証を受ければ、予備試験を受け、平均3倍の競争をくぐらなければならない。予備試験に合格した人は中央で管理する本試験を受験できるが、この時の不合格率は10%程度に過ぎず、予備試験の合格が最も重要な関門になる。

したがって仲介業者の役割は、移住希望者の名前が予備試験合格者名簿に載るようにすることである。このために、言語センターと地方労働局の登録担当官との関係が非常に重要となる。志願者は申請者名簿に名前を登録するだけで、300ドルほどかかる。そして韓国語教育センターで、3カ月間の学期に約1千ドルの学費を払うことになる。ここには正式な費用と学費も含まれるものの、それは一部に過ぎない。予備試験を受けて結果を待つ過程で仲介業者は関連する者たちに賄賂（*lộ lót*）を渡し買収しなければならない。この過程にかかる費用は仲介業者の社会的ネットワークと機会の程度によるが、通常、数千ドルはかかる。実際にある移住希望者は、韓国語試験受験合格者名簿に自分の氏名を載せる過程で、誰にいくらが分配されたのかは正確に知らないが、仲介業者を信じてその仕事を任せたと述べた。

また韓国語能力検定証明の有効期限はたった2年間である。試験に合格しても、韓国で採用されなかったり、手続きが遅れて韓国へ行けなくなった場合は、再び韓国語を勉強し、試験を受けなければならない。したがって予備試験に一度で合格した場合、早々に韓国へ赴き、就職しなければならない。仲介企業はその過程にすべての手腕を動員できなければならない。雇用許可制は結果的に、このような地方社会の社会的ネットワークを活用する仲介業者の能力を、不可視的な意思決定の核心的な要素にした。

雇用許可制で移住労働者が納めなければならない公式費用は、航空券、健康診断料、ビザ、引率費用などで700～800ドル、韓国に到着した後で納める保険料500ドルなど、合計1,300ドル程度である。韓国語研修費を含むと約2,000ドルかかる。移住したはじめての1年間は、ベトナム政府の海外移住労働管理行政費用にあてるために1カ月分の給与を税金として納める必要

がある。しかしこれは最小限の費用であり、移住に成功した者は誰でも「手付け金と呼ばれる非公式な手数料 (đặt cọc) を支払った」と述べた。その金額はたいてい7,000～8,000ドルであり、多い場合は1万4000ドルにのぼった。これが仲介業者を通じて直ちにさまざまな「端緒 (đầu dây)」, すなわち移住援助に携わった各段階の機関や人々に仲介手数料として配当される。

ベトナムで多額の移住費用がかかる理由は、合格者あるいは就業者名簿に依頼人の氏名を最終的に載せるために、多くの段階の人々、すなわち「端緒」を経ていくからだった。仲介業者らは、依頼を受けた後の最初の段階で、担当機関に予備的に会う過程においても、最低1,000ドルが必要となると述べた。しかし、かれらと親しくなれば、その金額は半額になったり、運が良ければ300～400ドルになるという。名簿に氏名が記載されても6,000万～1億ドン(3,000～5,000ドル)の残金を支払って、各「端緒」に配当することでようやく就業が保証される。雇用許可制以後、ベトナム側管理者が韓国の事業主を連結する仲介業者と協力し、移住労働させる段階で手数料を取るケースも発生しているが、その金額は正確にはわからないという。

このように制度は変更されても仲介業者の役割は相変わらず決定的であった。雇用許可制以後、韓国が要求する条件はさらに厳しくなり、書類審査も厳しくなったと仲介業者たちは口をそろえて言った。移住希望者は増え続けていくのに比べて、採用規模は制限され、徐々に競争が激化した。さらに各地方省で重要な選抜が行われ、地方の「端緒」たちが増加し、それにともない、その費用も増加した。更に、韓国において最終的に採用が決まるので、もし長期間採用されなければ「手付け金」を返金しなければならない危険性も大きくなった。

仲介業者自身も移住労働のために費用がかかり過ぎると考えている場合が多かった。しかし移住を成功させられなかったり、出国したが就職することができなくて帰国するケースを避けるためには多額の費用がかかることを甘受するしかないという。移住、就業と定着に成功し、大金を儲ければ、その費用を全て相殺することができるからだ。T村で70余名の移住を助けたという一仲介業者は、仕事を通じて多額の収益を得たが、関係を維持したり、拡大しようとするれば、多くの努力が必要で、多額の出費をし、多くの人を応接しなければならないので頭が痛くて疲れると述べた。

一方、移住が増えるにつれて移住詐欺にあうケースも増えた。多くの村で実際の詐欺事件に関するうわさが多数存在した。1999年頃フンイエン省のある公団で働いていた30代男性が失職し、韓国に移住するために工場の友人を通じて仲介業者の紹介をうけた。5,000ドルの費用のため、親戚と近隣住民から多額の借金をした。彼の親は煉瓦を作り、それを売って貯めた金と銀も売り、費用にあてた。やっとの思いで、4,000ドルの「手付け金」を支払ったが、仲介業者はそれを受けとり、姿を消した。T村では、移住のための貯金を全て奪われ、いまだに困難な状況にいる人もいるという。二人の姉妹を移住させようとし、数億ドンを失った家族もいた。このように詐欺事件と係わる紛争も幾度もあったが、人々の移住労働に対する熱望は冷め

なかった。

人々は親密な社会関係が安全で確かな移住を保証すると信じている。マレーシアと中東への労働力輸出を専門とする企業の職員を通じて、韓国への移住に成功した人の家族は、合計8,500ドルかかったという。かれらはそのお金が具体的にいくら誰に支払われたのかは分からないと述べた。「仲介業者がすべてを悩み、解決する」と信じて任せると、「すべてが早く進行した」という。人々は「情感の関係 (quan hệ tình cảm)」を維持してきた一部仲介業者たちは非常に信頼できると言った。移住に成功した人が多い村の住民たちは、その理由について、常連客との関係を維持し続ける、信頼して任せることができると言う仲介業者がいるからであると言った。また既に多くの人々が移住に成功しているため、詐欺にあう危険をあらかじめ感知する能力ができていたからだとも言った。村の指導者たちは移住希望者を「信じられる良い」仲介業者と繋げる役目を果たしていた。村の指導者たちは、特に、ハノイの中央の労働傷病兵社会省と縁がある仲介業者を探して青年たちに紹介することが重要だと言った。

移住労働者の選抜のために地域割当制が実施されているが、実際、地方の村のレベルでは移住労働に成功した事例が多い村において、持続的に移住労働者を送り出す可能性が高いことは明らかである。人々は、韓国への移住が増加した理由として、先に移住した人々が知らせてくれるとおり、「その線について行くこと (đi theo dây)」のためだと言う。すなわち「連鎖移住 (chain migration)」で移住と定着に成功する確率が高いのである。¹⁶⁾ 一家族内の多くの兄弟姉妹が移住に成功した場合は多いのは、先に定着した兄弟が次に入ってくる兄弟の移住と定着に有利なように、安定した生活基盤とネットワークを構築していたからだ。さらに、移住労働に成功した兄や姉がいる家族では、かれらの送金によって弟(妹)の大学進学が可能になる。移住労働は、本人の経済的地位向上の重要な手段になるだけでなく、残った兄弟姉妹の進学を助け、家族の階層上昇にも肯定的な影響を及ぼすのである。このように、ベトナムでは海外移住労働は一種の「家族事業 (a family business)」だといえる。

一方、移住労働者の家族は韓国に行った息子や親戚は帰国しないことが当然だと言う。筆者が訪問した村で2000年以前に韓国に移住し、いまだ帰国しない人は依然として多数存在した。T村の場合韓国に移住した人々のうち、帰国した人は移住した人の10%に過ぎない。ここ数年、帰国者が増加したが、そのうち多くの人々が再移住を希望していた。特に韓国で身に付けた技術を活用することができる適切な働き口を求めることができなかつたり、家を購入したり、土地に投資するほど十分なお金を貯めることができなかつた人々は、より再移住を熱望する。何よりも韓国で1カ月働けば、ベトナムで1年中耕作するより多くの収入を得ることができる。産業研修生で韓国に渡り3年の契約期間のみ働いて帰国した2人の人物に会った。かれ

16) 「連鎖移住」の利点に関しては、香港のフィリピン人移住女性労働者に関する研究 [Wee and Sim 2004] を参照することができる。

らは借金を全て返済し、一人は2億ドン（約11,000ドル）を、もう一人は3億ドン（約16,000ドル）を貯金したと言った。かれらは、もう3年間苦勞すれば、「夢で見るような」多額のお金を儲けることができるため、契約期間が終わっても韓国に残り働こうとした。かれらは、移住労働者たちが契約期間が過ぎても帰国しないことは当然であり、不法滞在は必ず試みる価値があることだと語った。

このように地方社会の社会ネットワーク、政治文化的脈絡、仲介活動および連鎖移住の効果だけではなく、韓国社会に対する経験と期待が議論の対象になり、それに関わる認識が流通、共有されながら、韓国への移住労働の背景として作用しているのだ。ベトナム人たちは「韓国の市場が最も確実だ」とし、移住労働地として韓国を最も好むという場合が多数であった。特に台湾、マレーシア、日本と比べる場合が多かった。実際、台湾は2000年からそしてマレーシアは2002年から韓国より多くのベトナム人労働者を受け入れてきたし、日本への移住労働も緩慢に増加していて（表1参照）、最近では中東地域への移住が増加する傾向である。しかし多くの移住希望者には韓国が最も好まれていた。日本は、韓国より月給は多いが、多額の手数料がかかり、移住手続きが煩雑であると、かれらに評価されている。台湾行きは、仲介手数料は安い、就職および在留延長のための手続きがややこしく、月給が少ないため、貯蓄が大変だとみなされている。マレーシアは、中東やチェコと同様に、移住手続きがはるかに容易で、移住費用も安く、最近多くの人が流出しているが給与水準は低すぎるという。¹⁷⁾これに比べて韓国はひとまず入国に成功すれば滞在を延長して、継続して仕事を続けることができるところであると認識されていた。更に、すでに韓国で長期滞在している多くのベトナム人労働者の援助を通じて、未登録就業がいくらかでも可能であるという主張もあった。仲介業者たちは、韓国の中小企業の雇主たちの中には、外国人労働者を正式契約や登録なしに採用することを好む場合が依然として多いことを知っていた。それだけでなく、事業主と移住労働者の両方が、逮捕や追放をさせないという条件で賄賂を支払い、警察を買収する（*mua chuộc*）場合もあると述べる仲介業者もいた。

ベトナムの移住労働者の家族はたいがい、韓国をベトナム人にとって生活しやすい国として認識していた。特にかれらは、在韓国のベトナム出身の労働者は出身地域の縁故を活用し、紐帯が強固な共同体を形成しているということをよく知っていた。実際に、韓国のベトナム人移

17) 2007年末現在、マレーシアで働いているベトナム人移住労働者は全部で113,905人でこの中の92.1%にあたる104,948人が製造業に従事している。マレーシアに行くためにベトナム人移住労働者が支払う手数料は私営仲介業者を通じると平均1,900万ドン（約1,050ドル）であり、政府機関を通す時は650万ドン（約350～400ドル）程度なので、韓国や日本に移住する費用の10～20%に過ぎない。しかしマレーシア製造業の賃金は2008年まで月450リンギット（130ドル）で、2009年に650リンギット（185ドル）に増加した水準に過ぎない〔Crisis 2009〕。ハノイとホーチミン市の仲介業者によれば、ベトナム人労働者の台湾への移住労働にかかる費用も大部分が2,000ドル未満だが、台湾で仕事をするベトナム人労働者の給与は1月に500ドル程度に過ぎないという。

住者たちは、ハノイ、ホーチミン市、ゲアンなど、出身地によってサッカー同好会を構成しているほどである。ベトナム人は、故郷を離れるが、「故郷に『籍』を置かなければならない」という認識が根強い。¹⁸⁾ 故郷に籍を置いた人々がそのネットワークを活用して韓国での生活に必要な資源を交換している。近くの工場で働くベトナム人労働者が三々五々集まって同じ家を借りて暮す場合もが多々ある。ベトナム人移住労働者が韓国でも維持している同郷の縁故を通じた社会的関係は、連鎖移住の効果を持続し、拡大する手助けになっている。家族または親戚のうちの誰かは韓国に残り、働き続け、連鎖移住の利点を維持することもまた、韓国へのベトナム人移住労働の持続的要因として作用している。

VI 結 論

本研究の目的は、ベトナム内部における制度と過程について考察することで、韓国への移住労働のベトナム的要因と背景を理解することであった。本論文の議論は次のようにまとめることができる。

第一に、韓国への移住労働はベトナム政府の政策的支援のもとで、持続してきた国家的プロジェクトであった。第二に、産業研修生制度が終わり雇用許可制が実施されて、以前の産業研修生制度を代替したが、韓国へのベトナム人移住労働の過程に作用しているベトナム内部の政治的、社会文化的背景は大きく変化しなかった。何よりも地方の社会的資本と政治的ネットワークが韓国へのベトナム移住労働を実現する持続的な背景として作用している。第三に、国家政策と両国の制度的な取り決めが、地方村レベルの行為者を経て執行される過程で、多様な任意の戦略が認められ、脱法と不法が続いている。特に、地方社会のネットワークを活用した仲介業者と連鎖移住の利点が、韓国への移住労働を持続させる核心的な要因となっている。第四に、韓国への移住労働は、多額の費用がかかる危険を甘受しなければならない投資であり、移住を選択した農民は、合理的な計算を通して投資回収を可能にする。注目されるのは、このような合理的選択を、利益へとつなげる装置が、地方社会の紐帯と家族、親族、隣人など、道徳的社会関係という点である。第五に、韓国に対する認識と議論、そして韓国内のベトナム移住民のネットワークも韓国へのベトナム人移住労働の重要な背景として作用している。

激動のベトナム近・現代史の中で、移住は社会変化のもっとも重要な要因の一つであった。¹⁹⁾ ベトナムの人々は、貧困脱出と富の蓄積のため、過去約30年間、海外移住に対する熱望を持

18) このような認識はよく「ノイティック (nội tích, 内籍)」と呼ばれる [Kleinen 1999; Truong Huyen Chi 2001; Choi 2007 など参照]。

19) ベトナムの近・現代史で行われてきたベトナムにおける国内および海外移住の過程、移住の政治経済的・社会的背景と効果などに関する代表的な研究には、Dang Nguyen Anh [1996], Hardy [2003], Le Bach Duong [1998], Li Tana [1996] などがある。

続的に増大してきた。特に貧困層と農村居住者たちは、海外移住労働を家族の福祉のために優先的に選択しようとする生活の過程として見なしている。さらに、海外移住労働は、地方共同体の経済的繁栄と国家発展の重要な事業として認識されている。多くの農村で、人々が移住労働を成功させるため、さまざまな資源を動員し、移住の結果で得られたものを生活の重要な資源として活用する姿を観察していると、まるで海外移住労働が現代ベトナム文化の重要な要素として位置づけられているようだ。海外移住労働者の数が多いだけでなく、移住に対する熱望が大きく、移住が日常的な暮らしの当然の手段として見なされているフィリピンやメキシコなどで観察されたのと同様、ベトナムでも「移住の文化 (culture of migration)」があるといえよう。²⁰⁾ 本研究が観察した韓国への移住労働は、ベトナムの移住の文化を説明する核心的な現象と言える。メキシコの多くの村落で、青年たちが、たいいてい人生のある時期には、アメリカで暮らしながら働くことを期待していることと類似し、ベトナムの多くの農村の青年たちは、進学が困難な場合、若い時期に、可能であれば海外で暮らしながら働くことを希望する。また、ベトナムでは海外移住労働に対する熱望が、社会的ネットワークを通して人々の間へと伝わっている。本研究が観察した事例では、特に韓国への移住労働が彼らの欲望の中心にあった。韓国で、できる限り長期間在留しようとする未登録移住労働者の姿をみると、韓国へのベトナム移住労働は、長期間に渡って高い比率で持続される可能性が高い。さらに、韓国への移住労働の熱望は、フィリピンやメキシコと同様に、世代を超えて伝承される可能性も高い [Asis 2006; Cohen 2004; Kandel and Massey 2002]。

参考文献

韓国語文献

- 권기철; 김홍구; 김희재 [クォン・キチオル; キム・ホング; キム・ヒジェ]. 2005. 『동아시아의 이주노동자: 현실과 정책』 [東アジアにおける移住労働者——現実と政策]. 부산, PUFS.
- 박경태; 설동훈; 이상철 [パク・ギョント; ソル・ドンフン; イ・サンチオル]. 1999. “국제노동력 이동과 사회적 연결망: 경기도 마석의 필리핀인 노동자 집단을 중심으로” [國際労働力移動と社会的ネットワーク: 京畿道・磨石のフィリピン人労働者集団を中心に]. 한국학술진흥재단 자유공모과제 1997 보고서.
- 박배균 [パク・ベギュン]. 2004. “세계화와 잊어버림의 정치: 안산시 원곡동의 외국인 노동자 거주지역에 대한 연구” [世界化と忘れられた政治: 安山市 元谷洞의 外国人労働者居住地域に関する研究]. 『한국역사지리학회지』 [韓国歴史地理学会誌] 10(4): 800-823.
- 설동훈 [솔・ドンフン]. 1998. 『외국인노동자와 한국사회』 [外国人労働者と韓国社会]. 서울, 서울대출판부.
- . 2000. 『노동력의 국제이동』 [労働力の國際移動]. 서울, 서울대출판부.
- 이수자 [イ・スジャ]. 2004. “이주여성 다이나믹스: 국제성별분업, 문화혼성성, 타자화와 섹슈얼리티” [移住女性のダイアスポラ: 國際性別分業, 文化混成性, 他者化とセクシュアリティ]. 『한국사회학』 [韓国社会学] 38: 189-219.

20) 「移住の文化」を概念化した代表的な研究には、フィリピン [Asis 2006], 메キシ코 [Cohen 2004; Kandel and Massey 2002] に関する事例研究がある。このような社会の地方共同体から出現した「移住の文化」は、非常に長期間にわたる、高い国際移住率を特徴とする。

- 전형권 [ジョン・ヒョンクォン]. 2006. “모국의 신화, 노동력의 이동, 그리고 이탈: 조선족의 경험에 대한 다이스포라적 해석” [母国の神話, 労働力の移動, そして離脱: 朝鮮族の経験に対するディアスポラの解釈]. 『한국동북아논총』 [韓国東北アジア論叢] 38: 135-160.
- 채수홍 [チェ・スホン]. 2007. “귀환 베트남 이주노동자의 삶과 동아시아 인적교류” [帰還ベトナム人移住労働者の暮らしと東アジアの人的交流]. 『비교문화연구』 [比較文化研究] 13(2): 5-39.
- 최호림 [チェ・ホリム]. 2003. “베트남 도시 마을에서의 국가-사회관계: 하노이 ‘프엉 응옥 하’ (Phuong Ngoc Ha) 를 중심으로” [ベトナムの都市地域における国家—社会関係: ハノイ ‘フオン・ゴック・ハー’を中心に]. 『비교문화연구』 [比較文化研究] 9(1): 29-74.
- . 2008. “베트남의 시민사회와 NGO: 현황과 평가” [ベトナムの市民社会と NGO: 現状と評価]. 『민주주의와 인권』 [民主主義と人権] 8(2): 267-307.
- . 2010. “동남아시아의 이주노동과 지역 거버넌스” [東南アジアの移住労働と地域ガバナンス]. 『동남아시아연구』 [東南アジア研究] 20(2): 135-178.
- 한국노동사회연구소 [韓国労働社会研究所]. 2005. 『고용허가제 1년, 외국인력 정책 및 취업교육 평가와 개선방향』 [雇用許可制 1年, 外国人マンプワー政策および就職教育評価と改善方向]. 서울, 한국국제노동재단.

欧米語・ベトナム語文献

- Abella, M. 2003. Driving Forces of Labour Migration in Asia. *World Migration 2003: Managing Migration Challenges and Responses for People on the Move*. Geneva: IOM.
- Ananta, Aris; and Evi Nurvidya Arifin, eds. 2004. *International Migration in Southeast Asia*. Singapore: ISEAS.
- Asis, Maruya M.B. 2004. Borders, Globalization and Irregular Migration in Southeast Asia. In *International Migration in Southeast Asia*, edited by Aris Ananta and Evi Nurvidya Arifin, pp.199-227. Singapore: ISEAS.
- . 2006. The Philippines' Culture of Migration. In *Migration Information Source*. <http://www.migrationinformation.org/Profiles/display.cfm?ID=364> (アクセス日 2009年5月13日)
- Bennett, Jonathan. 2009. The Development of Private Tourism Business Activity in the Transitional Vietnamese Economy. In *Tourism in Southeast Asia: Challenges and New Direction*, edited by Michael Hitchcock, Victor T. King and Michael Parnwell, pp.146-164. Singapore: ISEAS.
- Castles, Stephen. 2002. Migration and Community Formation under Conditions of Globalization. *The International Migration Review* 36(4): 1143-1168.
- Choi, Horim. 2007. Ritual Revitalization and Nativist Ideology in Hanoi. In *Modernity and Re-Enchantment: Religion in Post-Revolutionary Vietnam*, edited by Philip Taylor, pp.90-120. Singapore: ISEAS.
- . 2009. Social Capital, Locality of Networks, and Culture of Migration: Sustaining Background of Vietnamese Labor Migration to South Korea. Paper presented at the Vietnam Update 2009 Conference “Migration Nation,” Australian National University, Canberra, November 19-20.
- Cohen, Jefferey H. 2004. *The Culture of Migration in Southern Mexico*. Austin: University of Texas Press.
- Crisis, Vicki. 2009. Vietnamese Migration Labour in Malaysia: Harsh Realities and Transnational Solidarity Building between Nations and Generations. Paper presented at the Vietnam Update 2009 Conference “Migration Nation,” Australian National University, Canberra, November 19-20.
- Dang Nguyen Anh. 1996. Internal Migration and Development in Vietnam. PSTC Working Paper #96-05. Population Studies and Training Center, Brown University.
- . 2000. Emigration and Emigration Pressures in a Transitional Viet Nam. APEC/JETRO Conference Proceedings. Chiba: Institute of Development Economics.
- . 2008. Labour Migration from Viet Nam: Issues of Policy and Practice. ILO Asian Regional Programme on Governance of Migration Working Paper No.4.
- Dang Nguyen Anh; Cecilia Tacoli; and Hoang Xuan Thanh. 2003. Migration in Vietnam: A Review of Information on Current Trends and Patterns, and Their Policy Implications. Paper presented at the Regional Conference on Migration, Development and Pro-Poor Policy Choices in Asia, in Dhaka, Bangladesh, June 22-24.
- Đào Công Hải. 2008. Pháp Luật Việt Nam về Bảo vệ Người Lao động ở Nước ngoài [海外移住労働者の保護に関するベトナムの法律]. Paper presented at the “Hội thảo của Hội Luật gia Việt Nam” [ベトナム法律家大会], Hanoi, January 12-13.
- Dao The-Son; and Nguyen Ngoc Quynh. 2009. Does International Migration Contribute to the Improvement of Household Living Standard in Vietnam? Paper presented at the Vietnam Update 2009 Conference “Migration

- Nation,” Australian National University, Canberra, November 19–20.
- Hardy, Andrew. 2003. *Red Hills: Migrants and the State in the Highlands of Vietnam*. Singapore: ISEAS.
- Hugo, Graeme. 2004. International Migration in Southeast Asia since World War II. In *International Migration in Southeast Asia*, edited by Aris Ananta and Evi Nurvidya Arifin, pp. 28–70. Singapore: ISEAS.
- Kandel, William; and Massey, Douglas S. 2002. The Culture of Mexican Migration: A Theoretical and Empirical Analysis. *Social Force* 80(3): 981–1004.
- Kerkvliet, Benedict J. Tria. 1995. Village-State Relations in Vietnam: The Effect of Everyday Politics on Decollectivization. *The Journal of Asian Studies* 54(2): 396–418.
- . 2005. *The Power of Everyday Politics: How Vietnamese Peasants Transformed National Policy*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Kleinen, John. 1999. *Facing the Future, Reviving the Past: A Study of Social Change in a Northern Vietnamese Village*. Singapore: ISEAS.
- Koh, David Wee Hock. 2006. *Wards of Hanoi*. Singapore: ISEAS.
- Le Bach Duong. 1998. State, Economic Development, and Internal Migration in Vietnam. Ph.D. Dissertation in Sociology, the Graduate School, Binghamton University, State University of New York.
- Li Tana. 1996. *Peasants on the Move: Rural-Urban Migration in the Hanoi Region*. Singapore: ISEAS.
- Popkin, Samuel L. 1979. *The Rational Peasant*. Berkeley: University of California Press.
- Truong Huyen Chi. 2001. Changing Processes of Social Reproduction in the Northern Vietnamese Countryside: An Ethnographic Study of Dong Vang Village (Red River Delta). Ph.D. Dissertation, University of Toronto.
- Wee, Vivienne; and Sim, Amy. 2004. Transnational Networks in Female Labour Migration. In *International Migration in Southeast Asia*, edited by Aris Ananta and Evi Nurvidya Arifin, pp. 166–198. Singapore: ISEAS.

統計・ベトナム法規

- 통계청 [統計庁]. 2008; 2010. 各種統計 <http://www.kostat.go.kr/>
- MOLISA [ベトナム労働傷病兵社会省]. 2006; 2008. 未刊行資料.
- 한국산업인력공단 하노이지사 [韓国産業人力公団ハノイ支社]. 2008; 2009. 未刊行資料.
- 출입국·외국인정책본부 [出入外国人政策本部]. “출입국·외국인정책통계월보” [出入外国人政策統計月報] 2008; 2009; 2010 年各号.
- Quyết định số 46/CP về việc đưa một bộ phận lao động Việt Nam ra nước ngoài [ベトナムの一部の労働力を外国に輸出する業務に関する第 46 号決定]. (1980 年 2 月 11 日)
- Nghị định số 370/HDBT, Quy chế về đưa người lao động Việt Nam đi làm việc có thời hạn ở nước ngoài [海外に時限付きで派遣するベトナム人労働者に関する規制, 第 370 号議定]. (1991 年 9 月 20 日公布, 1991 年 11 月 6 日発効)
- Bộ Luật Lao Động [ベトナムの労働法]. (1994 年 6 月 23 日)
- Nghị định số 7/CP, Quy định chi tiết việc đưa người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài [海外に派遣するベトナム人労働者に関する詳細規定, 第 7 号議定]. (1995 年 1 月 20 日)
- Nghị định số 152/ND-CP, Quy định việc đưa người lao động và chuyên gia đi làm việc có thời hạn ở nước ngoài [海外に時限付きで派遣する労働者と専門家にに関する規定, 第 152 号議定]. (1999 年 9 月 20 日)
- Nghị định số 81/2003/ND-CP, Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành Bộ Luật Lao động về hoạt động XKLD [労働力輸出業務に関する労働法の施行指導と詳細規定, 第 81 号議定]. (2003 年, 日付未詳)
- Luật Người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng [契約によって海外へ働きに行くベトナム人労働者に関する法]. (2006 年 11 月 29 日)

インターネット検索資料

- Bạn có muốn đi XKLD ở Hàn Quốc? [貴方は韓国で移住労働者として働きたいのか?] *Giao Thông Vận Tải*, 2005 年 7 月 2 日. http://www.giaothongvantai.com.vn/Desktop.aspx/News/kinh-te-xa-hoi/Ban_co_muon_di_XKLD_o_Han_Quoc/ (アクセス日 2009 年 3 月 13 日)
- Làng văn hoá Ngọc Trì [ゴックチ文化村]. <http://www.bacninh.gov.vn/Story/VanHoaDuLich/TinTucVanHoa/2007/1/7735.html> (アクセス日 2009 年 3 月 13 日)
- Có một làng Ngọc thơ xứ Bắc [北部の一村ゴックト]. http://english.toquoc.gov.vn/chuyenmuc/vanhocquenhaview.asp?n_id=2534&n_muctin=23 (アクセス日 2009 年 3 月 13 日)